

令和5年 第3回国東市議会定例会 提出議案

報告 第11号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について	P 1
報告 第12号	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について	P 2
報告 第13号	専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について)	P 3
認定 第1号	令和4年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について	P 5
認定 第2号	令和4年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について	P 6
認定 第3号	令和4年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 7
認定 第4号	令和4年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 8
認定 第5号	令和4年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 9
認定 第6号	令和4年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 10
認定 第7号	令和4年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 11
認定 第8号	令和4年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 12
認定 第9号	令和4年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 13
認定 第10号	令和4年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について	P 14
議案 第50号	令和5年度国東市一般会計補正予算(第3号)	P 15
議案 第51号	令和5年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第1号)	P 16
議案 第52号	令和5年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P 17
議案 第53号	令和5年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第1号 介護サービス事業勘定第1号)	P 18

議案 第 54 号	令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 1 9
議案 第 55 号	令和 5 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 0
議案 第 56 号	令和 5 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	P 2 1
議案 第 57 号	令和 5 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 2
議案 第 58 号	令和 5 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 3
議案 第 59 号	令和 5 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 1 号)	P 2 4
議案 第 60 号	国東市印鑑条例の一部改正について	P 2 5
議案 第 61 号	国東市火災予防条例の一部改正について	P 2 7
議案 第 62 号	国東市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	P 3 0
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦について	P 3 1

報告 3 件
認定 1 0 件
議案 1 3 件
諮問 1 件
計 2 7 件

報告第 11 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 3 条第 1 項の
規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつ
けて、次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	3.9	—
(13.06)	(18.06)	(25.0)	(350.0)
[△4.54]	[△20.32]		[△103.4]

(備考)

- 1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がないため「—」としている。
- 2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準。
- 3 そで括弧書き内の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質黒字額による比率のため、負の値で表示している。また、将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、負の値で表示している。

報告第 12 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の
算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第 22 条第 1 項の
規定により、令和 4 年度決算に基づく下記特別会計毎の資金不足比率について、監査
委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

令和 4 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業特別会計	— 〔△ 43.9〕	1 各特別会計ともに資金不足比率はない。 2 同法に基づく経営健全化基準は各特別会計毎に 20.0%。 3 そので括弧書き内は、資金剰余額による比率であり、負の値で表示している。
工業用水道事業特別会計	— 〔△ 256.8〕	
市民病院事業特別会計	— 〔△ 41.9〕	
下水道事業特別会計	— 〔△ 32.0〕	
農業集落排水事業特別会計	— 〔△ 26.2〕	

報告第 13 号

専決処分の報告について(工事請負変更契約の締結について)

工事請負変更契約の締結をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号)第 4 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 1 号

令和 4 年度国東市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度国東市一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 2 号

令和 4 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度国東市立国東自動車学校特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 3 号

令和 4 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度国東市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 4 号

令和 4 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度国東市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 5 号

令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第 6 号

令和 4 年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 233 条第 3 項の規定により、令和 4 年度国東市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第7号

令和4年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度国東市水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

国東市長 松井 督 治

認定第 8 号

令和 4 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度国東市下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

認定第9号

令和4年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和4年度国東市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月5日提出

国東市長 松井督治

認定第 10 号

令和 4 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 4 年度国東市民病院事業特別会計歳入歳出決算を別紙のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 50 号

令和 5 年度国東市一般会計補正予算(第 3 号)

令和 5 年度国東市一般会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 51 号

令和 5 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 52 号

令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 53 号

令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号
介護サービス事業勘定第 1 号)

令和 5 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算(保険事業勘定第 1 号 介護サー
ビス事業勘定第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 54 号

令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 55 号

令和 5 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 56 号

令和 5 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 57 号

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 58 号

令和 5 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 59 号

令和 5 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 5 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 1 号)を別紙のとおり定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 60 号

国東市印鑑条例の一部改正について

国東市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市印鑑条例の一部を改正する条例

国東市印鑑条例(平成 18 年国東市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

第9条第1項中「汚染」を「汚損」に改める。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑登録者が自ら電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書(以下「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」という。)の提供を受けた個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)を提示して当該申請をする場合は、印鑑登録証を提示することを要しない。

第11条第2項中「印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と」を「当該申請書と印鑑登録証又は暗証番号(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。以下同じ。)の入力により有効性が確認された個人番号カード及び印鑑登録原票の登録事項を」に改め、「し、印鑑登録証を返付」を削る。

第12条を次のように改める。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)

第12条 第8条第2項及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる登録者は、当該各号に定める方法により、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

- (1) 個人番号カード用利用者証明用電子証明書の提供を受けた登録者が個人番号カードを用いて、多機能端末機(個人番号カード又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第

35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書(以下「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」という。)を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。次号において「移動端末設備」という。)を用いて、交付を受けることができる民間事業者等が設置した端末機をいう。同号において同じ。)に個人番号カード用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力する方法

- (2) 移動端末設備用利用者証明用電子証明書の提供を受けた登録者が移動端末設備を用いて、多機能端末機に移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号を入力し、又はこれに代わる認証を行う方法

第14条第1号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、同条第2号中「印鑑登録証」の次に「又は個人番号カード」を加え、「汚染」を「汚損」に改め、同条第4号中「個人番号カードに記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定するものをいう。)」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書に係る暗証番号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第12条及び第14条第4号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

提案理由 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正され、個人番号カード所有者について、電子証明書のスマートフォンへの搭載が可能となったこと、また、市役所窓口にて個人番号カードを提示・照合することにより、印鑑登録証明書の申請を可能とすることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 61 号

国東市火災予防条例の一部改正について

国東市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市火災予防条例の一部を改正する条例

国東市火災予防条例(平成 18 年国東市条例第 229 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項第 3 号の 2 中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第 11 条の 2 第 1 項第 4 号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

蓄電池設備(蓄電池容量が 10 キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が 10 キロワット時を超え 20 キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和 5 年消防庁告示第 7 号)第 2 に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第 13 条第 3 項を次のように改める。

3 第 1 項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第 3 に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第 13 条第 4 項中「第 2 項並びに本条第 1 項」を「第 11 条の 2 第 1 項第 4 号」に改める。

第 44 条第 13 号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が 20 キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第 3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW 以下	100	15 注	15	15 注	注:機器本 体上方の 側方又は 後方の離 隔距離を 示す。
				据置型レ ンジ	21kW 以下	100	15注	15	15注	
		不燃	開放式	組込型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ	14kW 以下	80	0	—	0	
				据置型レ ンジ	21kW 以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き 器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を 燃料と するも の	炭火焼き 器	—	80	30	—	30	

上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の国東市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(附則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由 消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 62 号

国東市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

国東市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 5 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

国東市定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例(令和 4 年国東市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

上櫛来住宅	国東市国見町櫛来 2610 番地
糸原上住宅	国東市武蔵町糸原 1285 番地 1
掛樋住宅	国東市安岐町掛樋 802 番地

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 上櫛来住宅、糸原上住宅及び掛樋住宅における利用者の決定に関し必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

提案理由 空き家活用住宅として、新たに 3 つの住宅を設置及び管理することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 国東市武蔵町

氏 名 とき えだ ゆ み
時 枝 由 美

生年月日

令和5年9月5日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和5年12月31日に時枝由美委員の任期が満了するため、再任の推薦をすることについて、議会の意見を求める。